

## 令和3年第3回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和3年3月26日(金) 午前8時55分～11時20分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	木場	由美子
	2番	外菌	健藏
	3番	西	美香
	4番	川畑	千秋
	5番	福菌	勉
	6番	松田	健
	7番	樋ノ口	正信
	8番	蓑手	幹夫
	9番	古賀	久美子
	10番	西村	四男

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	永井	美治
串木野地区2	原口	壽藏
市来地区	井手迫	正博

出席職員 後瀉局長、棚町主査、中村主任

議事録署名委員(4番 川畑 千秋 委員、5番 福菌 勉 委員)

### ○ 議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(2件)について

日程第2 報告議案第6号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理区分(3件)について

日程第3 報告議案第7号 耕作放棄地に係る非農地判断の取り消し(1件)について

日程第4 議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(6件)について

日程第5 議案第14号 農地法第5条事業計画変更に係る申請(1件)について

日程第6 議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(4件)について

日程第7 議案第16号 非農地証明願(2件)について

日程第8 議案第17号 農用地利用集積計画案(6件)について(新規5件・継続1件)

日程第9 議案第18号 農用地利用集積計画(一括方式)案(43件)について(新規43件)

日程第10 議案第19号 農用地利用配分計画書(耕作者変更機構貸出)について(3件)

日程第11 議案第20号 耕作放棄地に係る非農地判断について(1件)

日程第12 議案第21号 農地法に基づく下限面積(別段面積)の設定について

## 会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和3年第3回いちき申木野市農業委員総会を開催いたします。

初めに、会長より挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 それでは、令和3年第3回いちき申木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき申木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。よろしく申し上げます。

議長 それでは、会議規則に基づきまして、私の方で議長を務めさせていただきます。まず事務局より、本日の農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員12名で全員出席しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき申木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々とも、出席されていることを報告いたします。

議長 ありがとうございます。それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。

これより議事に入ります。まず議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行います。いちき申木野市農業委員会規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは議事録署名委員は、4番 川畑千秋委員、5番 福菌勉委員をお願いします。それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。

ただ今から、議事に入ります。まず、日程第1報告議案第5号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査 1ページをお願いします。日程第1報告議案第5号農地法第18条

第6項の規定による合意解約通知は2件4筆 2,288 m<sup>2</sup>です。貸し人の  
( ) 書きの方は亡くなっておられますので、相続代表者の氏名を掲載して  
ございます。No.1は中間管理機構を介しての契約を行うため、後ほど日程第9議案第18号3月分の農用地利用集積計画書案一括方式33ページの、No.27で借り人の変更につきましてご審議いただくための解約です。No.2は借り人の体調不良による解約です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明がありました。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようでございますので、日程第1報告議案第5号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知2件につきましては、申請のとおり受理することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第1報告議案第5号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知2件につきましては、申請のとおり受理することで決定いたしました。続きまして、日程第2報告議案第6号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する〇〇委員は、ご退席をお願いします。

**(退席後)** それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 2ページをお願いします。日程第2報告議案第6号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知、中間管理法分は、3件8筆 4,551 m<sup>2</sup>です。現在までの耕作者と解約し、新たな耕作者と変更契約を行うため、後程36ページの農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書にて、ご審議いただくための解約となっております。貸し人の  
( ) 書きの方は亡くなっておられますので、相続代表者の氏名を掲載してございます。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明がありました。皆さんの方

から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようでございますので、日程第2報告議案第6号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分3件につきましては、申請のとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第2報告議案第6号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分3件につきましては、申請のとおり受理することによって決定いたしました。〇〇委員は、席へお戻りください。次に進みます。日程第3報告議案第7号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消し1件についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

3ページをお願いします。日程第3報告議案第7号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについて、ご説明申し上げます。場所は、湊町〇〇です。西村委員と松田委員で、現地確認しましたところ、耕作されていることを確認しております。表の中の右から2番目に総会判断日とあります平成28年11月28日が、前回非農地判断を決定した日になります。これを今回表の1番右の内容の欄のとおり、耕作中といたします。この農地は、後ほど12ページの日程第4議案第13号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.5にて、ご審議いただくための非農地判断の取り消しです。今回取り消し分が表の下の、令和2年度3月の1人、1筆、228㎡となっております。

議長

事務局の説明が終わりました。皆様から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第3報告議案第7号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消し1件については、非農地の判断を取り消すということでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第3報告議案第7号耕作放棄地

に係る非農地判断の取り消し1件については、報告のとおり取り消すことに決定します。次に、日程第4議案第13号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は6件です。事務局の説明、その後調査委員からの調査、報告をお願いし、6件終了後、質疑に入ります。では、No.1について、事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

日程第4議案第13号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は6件です。No.1とNo.2につきましては、関連がございますので、一括してご説明申し上げます。4ページから7ページをお願いします。譲受人が譲渡人の所有する農地を譲り受けたいという申請です。今回の申請地は、農用地区域外農地です。現在譲受人は、耕作地がございませんが、今回の申請により、耕作面積が9,680㎡となり、下限面積を超えます。No.1の譲受人と譲渡人は、親子です。譲受人は申請地を、今までも家族と一緒に耕作しておりました。また、No.2の申請地も、親が相対で借り受け、今回の譲受人と一緒に普段から耕作をしておりました農地です。No.1、No.2ともに贈与です。調査は【正】を蓑手委員、【副】を外菌委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

蓑手委員

8番蓑手です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1についての調査報告をいたします。3月22日(月)午前9時30分から現地で申請人の代理人の行政書士立会いのもと、外菌委員と私が調査を実施しました。位置図は、資料4、5ページを参照してください。申請地は、農用地区域外農地であります。譲受人は、現在介護施設に勤務しておられます。今回、申請地11筆を譲渡人から受贈して経営を承継し、自家消費、親戚への無償提供、販売する計画とのことです。農業に必要な労働力は2人で繁忙期は父親の加勢を貰い、農作業機械は譲渡人が所有しているトラクター、田植え機、コンバイン機械、農薬噴霧器などの機械を利用するとのことです。通作距離は、自宅から約800mの位置にあります。譲受人は、労力・施設とも十分あり、耕作されると判断しました。私どもの調査では、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方をよろしくお願いいたします。

合わせて、No.2についての調査報告をいたします。3月22日(月)、No.1と同じ午前9時30分から現地で申請人の代理人の行政書士立会いのもと、外菌委員と私が調査を実施しました。位置図は、資料6、7ページを参照してください。申請地は、No.1と隣接する農用地区域外農地であります。譲受人は、現在介護施設に勤務し、田畑

96a 余りを経営しながら、譲渡人から申請地3筆を受贈して、自家消費費用、親戚への無償提供、販売する米づくりをする計画とのことです。農業に必要な労働力は2人で、繁忙期は父親の加勢を貰い、農作業機械は父親が所有しているトラクター・田植え機・コンバイン機械・農薬噴霧器などの機械を利用するとのことです。通作距離は、自宅から約800mの位置にあります。譲受人は、労力・施設とも十分あり、耕作されると判断しました。私どもの調査では、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方をよろしくお願いいたします。

議長                   ありがとうございます。次に、No.3について事務局の説明をお願いします。

棚町主査           8ページをお願いします。No.3についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する農地を、譲り受けたいという申請です。今回の申請地は、農用地区域外農地です。譲受人は所有する農地を、全て耕作しておられます。譲渡人は県外にお住いで、農地の管理が難しいので、親戚である譲受人に売買を申し出たことでの申請になります。調査は【正】を木場委員、【副】を西委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長                   それでは、現地調査の報告をお願いします。

木場委員           1番木場です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3についての報告をします。調査日は、3月24日午後2時より、受け人の立会いのもと、西委員と私とで調査をしてまいりました。場所は、資料8、9ページをご覧ください。受け人は1a以上の耕作者であり、申請地は、渡し人の自作地であります。労働力は夫婦2人です。農機具保有状況は、トラクター・耕耘機・草払い機・その他一式あります。取得後は椿、柑橘類を栽培するとのことです。自宅からは、100m程でこの周辺で柑橘類を栽培しておられ、取得後は十分に耕作できると認められると見てきました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長                   ありがとうございます。次に、No.4について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査           10ページをお願いします。No.4についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する農地を、譲り受けたいという申請です。今回の申請地は、農用地区域内農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられます。譲受人は、もともと妻の実家が野元地区で農業を

営んでおり、農機具一式を保有しているそうです。申請地一帯は、農政課の中山間事業地域にあり、以前耕作されていなかった今回の申請地を、地域の代表として申請人が相対で耕作を始めたのがきっかけで、譲渡人から贈与を受けることになりました。調査は【正】を外菌委員、【副】を蓑手委員にお願いしてあります。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の報告をお願いします。

外菌委員 2番外菌です。農地法第3条第1項の規定による許可申請のNo.4について、3月22日午前10時30分より代理人立会いのもと、蓑手委員と私が調査を実施しましたので報告します。申請地の位置図は10、11ページになり、農用地区域内農地です。前回までの農地パトロールではA判定でしたが、景観が悪いと市から所有者に話があり、所有者が業者に依頼し耕作できるようにされました。譲受人は区域内団地の代表者をされ、申請地の隣を耕作されており、所有者と話をされ、昨年より申請地に水稻を作付けされました。今後所有者が管理できないということで、今回の申請となりました。営農計画は水稻を主として、この団地に70a程作付けされており、労働力は常時2人で、繁忙時期は子どもが加勢するとのことでした。農機具は、トラクター・ハーベスター・田植え機関連機械一式を所有されています。自宅からの通作距離は、約10分程度で問題ないと見てまいりましたが、皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。次にNo.5について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 12ページをお願いします。No.5についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する農地を譲り受けたという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地で、譲受人の自宅の前にあります。譲受人は所有する農地がなく、使用貸借している農地は、全て耕作しておられます。譲受人は今回の申請地を平成27年に売買で購入しましたが、当時徳之島に居住しておられたため、条件付所有権移転仮登記をしてある農地です。譲受人は、今年度いちき串木野市内の自宅に居住することになり、3条申請をすることになりました。先ほど耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しにつきまして、3ページでご審議いただきました農地も含まれております。調査は【正】を西村委員、【副】を松田委員にお願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

西村委員

10番西村です。農地法第3条第1項の規定による許可申請のNo.5について、3月22日(月)午後2時より、申請人代理人の行政書士立会いのもと、松田委員と調査をいたしましたので報告いたします。資料の12、13ページを参照してください。申請地は、農用地区域外の農地で、申請人は申請地を買い受けて菜園として利用したいとのことです。営農計画書が添付されています。湊町〇〇は、3ページにおいて非農地判断の取り消しが出ています。現状は、農地として利用できる状態になっています。何ら問題はないと見てきました。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。次に、No.6について事務局の説明をお願いします。

棚町主査

14ページをお願いします。No.6についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する申請地を、譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。現在譲受人は、耕作地がございませんが、今回の申請により下限面積を超えます。譲受人は家族の農地を30年以上耕作しております。今回の申請地は、麓土地区画整理事業施工地区内の仮換地地域で、柑橘類の果樹を栽培いたします。誓約書にもございますが、許可後は少なくとも5年以内は転用等をしない旨は、事務局で本人に確認しております。調査は【正】を福菌委員、【副】を川畑委員をお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長

それでは、調査委員の報告をお願いします。

福菌委員

5番福菌です。農地法第3条第1項の規定による許可申請のNo.6について、3月22日申請人の代理人である行政書士立会いのもと、川畑委員と私が調査を行いました。申請地は、麓土地区画整理地区です。資料の14、15ページになります。申請人は水田9反歩、ぶどうハウス8畝を経営する父親の手伝いをしており、使用する農機具もコンバイン・田植え機・刈払機・動噴など一式揃えています。今年の6月に父親が死亡し、現在農地の相続を進めているところです。申請地の取得後の営農計画は、みかんなどの柑橘類の苗木15本を植えて、自家消費や親戚に配る計画です。苗木が大きくなり実を付けるまで3~4年かかり、その間の労働力は1人です。自宅からの通作距離は約3.3kmですが、問題はないと見てまいりました。皆様のご審議をお願いします。

議長

ありがとうございます。6件について事務局の説明及び調査委員からの調査報告がありました。それでは、ただ今から質疑に入りたいと



思います。まず、No.1とNo.2は関連がありますので、一緒に質疑していただきたいと思います。No.1とNo.2について、皆様の方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、No.3について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、No.4について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、No.5について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、No.6について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございます。No.1からNo.6について、一括してお諮りします。日程第4議案第13号農地法第3条第1項の規定による許可申請6件につきましては、申請の通り許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第4議案第13号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1からNo.6については、申請のとおり許可することと決定いたしました。ありがとうございます。続きまして、日程第5議案第14号農地法第5条事業計画変更に係る申請についてを議案とします。今回は1件ですので、事務局の説明及び現地調査の報告をいただいてから、質疑に入りたいと思います。それでは、事務局の説明をお願いします。

中村主任 日程第5議案第14号農地法第5条事業計画変更に係る申請についてであります。今月の申請は1件です。18ページの日程第6議案第15号の農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.1と、関連す

る案件でございますので、同時にご審議していただければと考えております。皆様、いかがでしょうか。

議長

関連が、一体利用ということでございますので、日程第5議案第14号農地法第5条事業計画変更に係る申請と、日程第6議案第15号の農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.1と同時に説明、審議いただきたいとのことですので、それではよろしいでしょうか。それでは、説明をお願いします。

中村主任

それでは、説明いたします。16、17ページをお開きください。平成30年1月19日付け農振第5-739号で、農地法第5条の規定により受けた転用許可を変更したいので申請するものであります。

当初申請地、照島〇〇の1筆による宅地造成を計画し、農地法第5条第1項の転用申請をされましたが、当初計画者の代表取締役が許可後、平成30年2月に急死され、新体制で事業の見直しを検討したところ、宅地建物取引業から撤退することとなり、平成30年5月、宅地建物取引業免許を返納したため、計画を断念せざるを得なくなったものであります。当初計画者は事業継承予定者と協議を重ねて事業を継承する運びとなりました。変更内容につきましては、前回の宅地造成を申請した農地を含めた周辺の農地10筆での宅地造成に、事業変更申請しようとするものであります。事業継承者が、これからの事業計画、事業展開を遂行する期間等を考慮すると、緊急性及び必要性は高いものと思われれます。第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。今回、16ページの照島〇〇までを含めた10筆で宅地造成をしたいための変更であります。当初計画者の〇〇から、〇〇への事業継承となっております。

続きまして、日程第6議案第15号の農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1についてご説明いたします。先ほど事業計画変更について説明いたしましたように、譲渡人の中に1人で2筆を所有する方がおられますので、譲渡人9人、農地が10筆、総面積にして、2258.81㎡で宅地造成6区画と、残りは通路等を造成し、分譲しようとするものであります。譲受人は〇〇代表取締役であります。譲渡人は、〇〇外8名であります。第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。

日程第5議案第14号農地法第5条事業計画変更に係る申請及び日程第6議案第15号の農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は、同じ場所ですので、2件とも同じ調査委員をお願いしてあります。【正】を久木山委員、【副】を古賀委員をお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

議案が2つに分かれておりますけど、日程第5の事業計画変更は、当初の計画者の〇〇から、事業継承者〇〇に移管するというこの事業計画変更で、転用目的は宅地造成で変更はないということで、これが事業計画変更です。そして、日程第6議案第15号の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、この事業計画変更をした土地を含めて、他9筆と合わせて一体的に、事業継承者の〇〇が宅地造成をして、6区画の宅地を造成するといった5条申請です。それでは、現地調査の報告をお願いします。

久木山委員

11番久木山です。3月20日(土)の12時30分から、行政書士代理の方と古賀委員と3名で調査いたしました。申請地については、16、17ページを参照してください。今回の議案は、平成30年1月19日付け指令農振第5-739号で農地法第5条の規定により許可を受け、宅地造成を計画していた矢先に代表取締役が急死し、宅地建物取引業免許を返納され宅地建物取引業から撤退することになりました。当初の計画を事業継承する相手を模索して検討してきた中で、今回〇〇に事業継承する運びとなり、調査した結果、平成30年調査した現状のままであり、何も問題はないと思います。

それから、資料の18、19ページでございますが、今回の申請は、渡し人8名から受け人が譲り受けて造成し、宅地分譲をしたいための申請であります。今回の申請地に先程協議しました〇〇の土地1筆も含まれての宅地造成です。申請地の造成計画は、道路の高さまで1m盛り土を行います。東側は水路、西側は市道、南側は宅地、北側は宅地で雨水は市道側溝に放流予定。また、土地取得は全額自己資金対応であり、被害防除策は、隣接地に農地はないため日照・通風等に支障はないと思います。調査したところ、何も問題はないと思います。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

中村主任

議長、事務局からもう1つ、〇〇は、宅建取引業界の資格を持った方でございます。まだ、着手していない物件があるか確認をさせていただきます。平成30年9月18日に提出された第4条第1項の規定による許可申請及び第5条第1項の規定による許可申請の宅地造成平成30年9月27日いちき申木野市農業委員会を終了した翌日、譲渡人の1人がお亡くなりになりになって、県の許可もいただいておりますが、相続がまだ終わっていないということで、事業が止まっている案件が1件ございます。今回の宅地造成に支障はないものと思われま。以上です。

議長

今の説明は、同じ事業主体が同じ目的で、既に許可した案件の中で、事業が途中で頓挫しているものとか未着手のものがある場合は、

新たな許可はできないということになりますので、今回調べてもらったら、〇〇の原因じゃなくて、相続ができていないために、事業が先に進められないという理由で、平成 30 年に許可した 4 条、5 条の案件が途中で止まっているという事案がありますという説明です。まず、この案件から先に審議したいと思います。

久木山委員　　すみません、18 ページの地図の〇〇は、田になっておりますが、宅地になおしていただきたいと思います。

議長　　何かご質疑ございませんか。私の方からいいですか。ここの地区は公共下水道がきている地区なんですか。宅地分譲した後の生活雑排水の処理は合併浄化槽なのか、公共下水道なのか、ここはどうですかね。

中村主任　　合併浄化槽だったと思いますが、確認をしておきます。

議長　　皆様の方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長　　ないようですので、お諮りします。日程第 5 議案第 14 号農地法第 5 条事業計画変更に係る申請についてと、日程第 6 議案第 15 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の No. 1 合わせてお諮りします。両許可申請については、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長　　異議なしということでございますので、日程第 5 議案第 14 号農地法第 5 条事業計画変更に係る申請及び、日程第 6 議案第 15 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 No. 1 については、いずれも申請のとおり許可することによって決定いたしました。ありがとうございます。続きまして、日程第 6 議案第 15 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 No. 2 からの分について、残り 3 件ですので、事務局の説明、及び、現地調査の報告をした後に、質疑に入ります。では、No. 2 について事務局の説明をお願いします。

中村主任　　No. 2 についてご説明いたします。20 ページ、21 ページをお開きください。申請地を買い受けて、自家用駐車場として活用するための申請であります。第 2 種農地であります。調査委員は、【正】を松田委

員、【副】を西村委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願  
いいたします。

議長                    それでは、現地調査の報告をお願いします。

松田委員              6番松田です。No.2について報告します。3月21日(日)、午前  
9時より申請人本人立会いのもと、西村委員と3名で調査を行いました。  
場所等は、20、21ページをご覧ください。譲受人は申請地を購入  
して自家用駐車場として活用したいとのことです。申請地は第2種農  
地で、現在耕作はされていません。周囲に農地はなく、東側・北側は  
道路、西側は宅地で南側は非農地証明願で申請が出ている申請人の自  
宅です。敷地の道路側にL型の擁壁を設置し、1m程盛り土を行い、  
自宅敷地と同じ高さにし、雨水などは北側道路に設置されている側溝  
に自然流下される計画です。資金は自己資金で行い、許可後4月に着  
工するとのことです。被害防除計画書・被害防除誓約書・事業計画  
書・残高証明書等書類も添付されております。私どもの調査では何ら  
問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議長                    ちょっと、20ページの地図を見ると、下の方に非農地No.2同時申請  
とありますが、事務局はここを説明していただけますか。

中村主任              28、29ページの日程第7議案第16号非農地証明願No.2についてご  
説明いたします。申請地は平成5年に自宅を建て、その後、農地とし  
ては20年以上使っていない状況であります。申請地は、農業委員会  
が確認しておりますので、委員による現地調査は行っておりません。  
今後、農地としての活用は難しいと考えております。宅地があります  
ので、そのための駐車場の申請であります。

議長                    平たく言えば、違反転用した住宅のための駐車場を確保したいとい  
う5条申請です。関連がありますので、ご理解いただきたいと思いま  
す。次に、No.3について事務局の説明をお願いします。

中村主任              No.3について、ご説明いたします。22ページ、23ページをお開き  
ください。譲受人は申請地を譲り受け、再生エネルギーによる売電事  
業をビジネスとして取り組むために、太陽光発電施設に転用したいた  
めの申請であります。第2種農地であります。調査委員は【正】を西  
委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお  
願いたします。

議長                    それでは、調査委員の報告をお願いします。

西委員

3番西です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.3について、調査報告いたします。3月24日午後2時半より代理人の行政書士立会いのもと、木場委員と私が調査を実施いたしました。資料の22～23ページをご覧ください。申請地は、第2種農地です。周囲は、東側が畑・宅地、西が道路、南が畑、北が畑となっています。転用の目的は、太陽光発電施設の設置のためです。当初〇〇が事業の認定許可を受けていましたが、2021年3月1日〇〇が事業継承することになり、本申請が提出されました。被害防除としては、防護柵を設け、現状のまま利用し、雨水排水は自然流下とします。太陽光パネルの高さが180cmなので、周辺農地の日照、通風等に支障を及ぼす恐れはないとされます。代替地も検討しましたが、近隣の同意を得られず不成立とのことでした。被害防除計画書・被害防除誓約書・事業計画書・残高証明書・再生可能エネルギー発電事業計画の認定書・事業継承届出書・系統連系に係る契約書・事業譲渡証明書・定款・履歴事項全部証明書・変更認定証明書が添付されています。私どもとしては問題ないと見てきましたが、皆様のご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。次に、No.4について事務局の説明をお願いします。

中村主任

No.4について、ご説明いたします。24ページ、25ページをお開きください。転用事由は、居宅の増築により境界を越しており、本申請地を譲り受け、宅地拡張をするとともに、既存の宅地の出入りがしにくいので、本申請地を譲り受け、車両等が出入りするのに十分なスペースを確保したためであります。第3種農地、第1種中高層住居専用地域内の農地であります。調査委員は【正】を古賀委員、【副】を久木山委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、調査委員の報告をお願いします。

古賀委員

9番古賀です。議案第15号農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.4について、3月20日（土）午後1時10分より、申請人の代理人の行政書士立会いのもと、久木山委員と調査をいたしましたので、報告をいたします。資料の24、25ページを参照してください。申請地は、第3種農地、第1種中高層住居専用地域で、申請人は、住宅を増築したことで、境界を越境した部分と同住宅が建つ宅地への車の出入り口拡張及び旋回場所が必要なため、土地の所有者双方で協議をして、申請地〇〇と交換により取得し、宅地を拡張することとしまし

た。申請地の東は畑、西は道路・宅地、南は畑・宅地、北は宅地・畑です。被害防除計画書の造成計画は現状のままで利用し、雨水排水は自然流下となっており、被害防除策としては、被害防除計画書にかかわらず、万全の措置を取りますとのこと。資金調達計画ですが、本申請地は、交換により取得のため必要としません。被害防除計画書、被害防除誓約書、事業計画書、資金証明に関する申出書などが添付されており、何ら問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。今回、残りの申請3件について事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。それでは、ただ今から質疑に入ります。まず、No.2についてご質疑を受けたいと思います。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようですので、次のNo.3について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、次にNo.4についてご質疑ございませんか。私の方からNo.4について、受け人の方の住所が熊本県になっておりますけど、ここに住んでおられるんですよね。

中村主任

譲受人は、熊本にいらっしゃいます。

議長

住所が向こうにあるということは、仕事の都合で熊本に行っていられるのか。

中村主任

車は、置いてございますので、しょっちゅう帰って来ていらっしゃるものと思われま。

久木山委員

調査した時、車が2台駐車してありましたので、多分いらっしゃると思います。

議長

何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようでございます。No.2からNo.4について、特にご質疑がないようでございますので、一括してお諮りします。日程第6議案第15号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2からNo.4の3件については、申請の通り許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第6議案第15号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2からNo.4については、申請のとおり許可することによって決定しました。ありがとうございます。次に進みます。日程第7議案第16号非農地証明願についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

中村主任

日程第7議案第16号非農地証明願についてであります。今月は2件の申請であります。No.1についてご説明いたします。26ページ、27ページをお開きください。申請地は30年以上前から畑使用をやめ、①②は資材置場、③は駐車場と小屋、④は駐車場として利用しており、現在に至っております。申請地は第3種農地で、第1種住居地域内にある農地であり、農業委員会で既に状況を把握しており、農業委員の現地調査は行っておりません。今後、農地としての活用は難しいと考えております。

議長

次に、No.2について説明をお願いします。

中村主任

No.2についてご説明いたします。28ページ、29ページをお開きください。申請地は平成5年に自宅を建て、その後、農地としては20年以上使っていない状況であります。申請地は、農業委員会が確認しておりますので、委員による現地調査は行っておりません。今後、農地としての活用は難しいと考えております。

議長

ありがとうございます。2件とも、以前農業委員の方で2名ずつ違反用の現地指導をした農地でございます。そういうことで、今回は、改めての現地調査は行ってないということです。それでは、ただ今から質疑に入ります。まず、No.1について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようでございます。次にNo.2についてご質疑ございませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございますので、お諮りします。日程第7議案第16号非農地証明願2件につきましては、申請の通り証明書を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第7議案第16号非農地証明願2件につきましては、申請の通り非農地証明を発出することで決定いたしました。ありがとうございます。次に、日程第8議案第17号農用地利用集積計画書案についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

30ページをお願いします。日程第8議案第17号3月分の農用地利用集積計画書案は、6件12筆4,833㎡で新規5件、継続1件の申請です。所有農地のある借り人は、全て耕作しておられます。1番は、親戚同士のため、2番は知人同士で手続きを簡単に済ませて耕作をしたいので、中間管理機構を介さない契約になっております。3から6番は潮が上がってくることがある農地で、試しに何年か耕作をしてうまくいく時には途中で合意解約し、中間管理事業にて契約を変更する予定とのことです。よろしくをお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。ただ今事務局の説明がありました。我々も中間管理事業を利用してもらいたいんですが、それぞれの理由により、通常の利用権設定で貸し借りを進めたいということの計画書案でございます。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございますので、お諮りします。日程第8議案第17号農用地利用集積計画書案については、説明があったとおりの内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第8議案第17号農用地利用集積計画書案につきましては、説明のあったとおりの内容で決定いたしました。続きまして、日程第9議案第18号農用地利用集積計画書案(一括方式)についてを議題といたします。なお、「農業委

員会等に関する法律第 31 条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第 11 条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっていますので、関連する委員、今回は〇〇が入っていますので、〇〇委員はご退席をお願いします。

**(退席後)** それでは、事務局の説明に入りますが、33 ページをご覧ください。No.30、31 の借り人が、〇〇となっております。これは一般の会社法人であります。農地所有適格法人ではないために、今回議題のその他(3)で、解除条件付き法人と載せてあります。これとの関連がありますので、事務局の方ではそれも含めて説明をお願いします。

棚町主査

31～35 ページをお願いします。日程第 9 議案第 18 号 3 月分の農用地利用集積計画書案一括方式は、新規で 43 件 75 筆 48,139 m<sup>2</sup>です。所有農地のある借り人の方は、農地を全て耕作しておられます。また、貸し人の方で、( ) 書きの方は亡くなっていらっしゃる方です。利用権を設定する者の欄は、相続代表者の氏名を記載してございます。今回利用権設定の満了や合意解約をして、中間管理事業での契約分が 10 筆、全く初めての貸借契約が 65 筆です。33 ページの No.29 は、2 月の総会にて共有者不明農用地の不確知共有者の探索要請について、公示期間中に異議申立てがなく、みなし同意を得たものとして中間管理機構へ利用権設定を申請した農地です。また、No.30、31 の借り人〇〇は、44 ページをご覧ください。今回、いちき串木野市内では、解除条件付き法人として、新規の耕作者になります。その他(3)について、合わせてご説明申し上げます。資料は 45 ページをご覧ください。右下の方にはございますが、法人が農業に参入できる要件は 3 つあります。1 つめ、農地を所有することはできませんが、使用貸借、または賃貸借にて、農地を適切に利用しない場合に、契約解除条件を契約書に付けることが必要になります。2 つめ、地域における適切な役割分担のもとに、農業を行う必要があります。3 つめ、業務執行役員または重要な使用人が、1 人以上農業に常時従事することで、解除条件付法人となることが出来ます。今回報告をいただきました〇〇は、鹿児島市に本社があり、解除条件付法人として、指宿市と南さつま市で〇〇を栽培しておられます。〇〇は 2～3 年かけて収穫するうえ、場所によっては霜の被害に遭うこともあるので、安定収穫できるように今後も作付面積を増やしていく計画だそうです。

議長

農用地利用集積計画書案一括方式についての説明がございました。No.30、31 は、解除条件付きで貸し借りをするということになります。

皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

それでは特にないようでございますので、お諮りします。日程第9議案第18号農用地利用集積計画書案(一括方式)43件75筆については、申請のとおりの内容で決定することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

それでは、日程第9議案第18号農用地利用集積計画43件については、申請のとおりの内容で決定されました。ありがとうございます。次に、日程第10議案第19号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書についてでございます。ここにつきましても、借り人の方が〇〇が計画に載っておりますので、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する〇〇委員は、ご退席をお願いします。

**(退席後)** それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

36ページをお願いします。日程第10議案第19号3月31日開始分の農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書は、耕作者変更機構貸出分で、新規で3件8筆4,551㎡です。借り人は、所有農地はございませんが、No.1、2は借り入れ地を全て耕作しておられます。この配分計画は、先ほど2ページの報告議案の合意解約にてご審議いただきました農地です。当初の契約内容を変更せずに、耕作者の変更のみを行う場合に行われるものです。よろしくをお願いします。

議長

今回は3件ありますが、いずれも2ページでご審議いただきました農地中間管理法にかかる分で、合意解約をした分の農地をまた新たな借り人に利用権を設定するという配分計画書でございます。この、No.3につきましても、以前は〇〇が借りていたんですが、今回はそれを合意解約して〇〇さんという方に利用権を設定するということです。〇〇さんという方は、〇〇の従業員の方で、将来的には規模拡大をして、独立をさせていきたいという構想をもっておられまして、その一環での利用権設定だそうです。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようですので、お諮りします。日程第 10 議案第 19 号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書、耕作者変更機構貸出分につきましては、申請のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第 10 議案第 19 号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書、耕作者変更機構貸出分につきましては、申請のとおりの内容で決定することとします。退席されました委員は、自席へお戻りください。続きまして、日程第 11 議案第 20 号耕作放棄地に係る非農地判断についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

37 ページをお願いします。日程第 11 議案第 20 号耕作放棄地に係る非農地判断について、ご説明申し上げます。場所は、大里〇〇です。土地所有者の代理人の行政書士からの確認依頼を受けて、松田委員に現地確認をしていただきました結果、木も生えており、農地に復元するのが困難な状態とのことでした。表の中の右から 2 番目にあります耕作放棄地の把握年度は、令和 2 年度、表の 1 番右の農地・非農地の判断結果を非農地といたします。今回非農地判断分が、表の下の令和 2 年度 3 月判断の 1 人、1 筆、279 m<sup>2</sup>となっております。

議長

今回は、1 件 1 筆でございます。現地調査も行われているということですので、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第 11 議案第 20 号耕作放棄地に係る非農地判断については、報告の通り非農地として取り扱うことでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第 11 議案第 20 号耕作放棄地に係る非農地判断、今回は 1 件 1 筆でございますが、報告のとおり非農地として取り扱うことで決定いたしました。ちょっと関連ですが、通常は非農地通知をするようにしているんですが、それは今回もされるんですか。

棚町主査 はい、通知をいたします。

議長 非農地通知を所有者にするそうです。続きまして、日程第 12 議案第 21 号農地法に基づく下限面積（別段面積）の設定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

局長 事務局です。ご説明させていただきます。38 ページ、日程第 12 議案第 21 号農地法に基づく下限面積（別段面積）の設定についてでございます。農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する下限面積の別段面積を、毎年見直すことが義務付けられていることに伴いまして、下限面積の別段面積を設定することについて、総会の議決を求めるものでございます。この下限面積は、今年度農用地区域内農地のところを、30 a から 20 a に変更しております。その関係で、来年度は変更なしで提案しているところでございます。農用地区域内農地を 20 a、農用地区域外農地を 1 a、空き家バンクに登録された家屋に附属する農地を 10 m<sup>2</sup>ということで、変更なしで提案するものでございます。それから、今年度 20 a に変更したことで、30 a だと借りられなかった方が、20 a になったことで 2 件申請できましたので、ある程度の効果があったんじゃないかと思っております。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。今回は、昨年農用地区域内農地の下限面積を 30 a から 20 a に引き下げる対応をしましたので、今回の内容は今年度と同様の別段面積で、令和 3 年度もいこうということです。この面積設定で、支障があったというようなことは聞かれないですか。もうちょっと小さければ借りられたのにとかいう話はなかったですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 それではお諮りします。日程第 12 議案第 21 号農地法に基づく下限面積（別段面積）の設定については、現行通りの内容で、来年度もいくということで、決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということですので、日程第 12 議案第 21 号農地法に基づく下限面積（別段面積）の設定については、現行と同じ面積で、令和 3 年度も設定していくということで、決定をされました。ありがとうございます。以上で、議事の方は全て終わりました。

議事録署名委員

• \_\_\_\_\_

• \_\_\_\_\_